

1. 消費者の環境配慮行動へのポイント発行後押しするため、**普及広報、システム新增改設などのイニシャル経費**（準備、立ち上げ）と**年度内**（2/28まで）の**運用経費を支援**（**3年継続が条件**）
2. 補助金は、1件当たり最大**3億円**（補助率**1／2**=総事業費**6億円**）
(地域限定の場合、補助率**2／3**、最大**1億円**)
3. **普及広報経費のみ**でも補助（システム経費等のみも）
4. 現在3次公募中（年末まで）：申請順に順次審査のため、**早期申請が有利** → 一度ご相談ください

※公募詳細情報：<https://rcesspa.jp/r04-glp/r04-glp-no3>（執行団体HP）

【ご相談・お問い合わせ先】

環境省 地球環境局 脱炭素ライフスタイル推進室 室長：井上（雄） 担当：池本、酒井、西尾
電話：0570-028-341 メール：YUSUKE_INOUE@env.go.jp

食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業



食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業



【令和3年度補正予算額 10,100百万円】



消費者の環境配慮行動に対し企業等がポイントを発行する取組を一気に拡大し、ライフスタイル変革を実現します。

1. 事業目的

環境配慮製品・サービスの選択等の国民の環境配慮行動に対し企業、地域等がポイントを発行する取組を一気に拡大することにより、2030年温室効果ガス46%削減、食口ス半減、ワンウェイプラ25%排出抑制等のため必要なライフスタイル転換を加速するとともに、環境配慮製品・サービス等の市場拡大によるコロナ禍からのグリーンリカバリー、地方活性化を促進する。

2. 事業内容

我が国の温室効果ガス排出量の約6割が衣食住を中心とした家計関連であり、2030年46%削減、家庭部門66%削減に向け、脱炭素型のライフスタイルへの転換が必須。また、循環経済の観点からは、循環基本計画等に定める2030年食口ス半減、ワンウェイプラ25%排出抑制等の目標達成が必要。2030年に向け残り9年しかない中、いずれも大幅な削減が求められており、ライフスタイル転換施策の強度を格段に上げる必要がある。そのためにポイントが有効であることがこれまでの環境省事業等で実証されている。

このため、本事業により、環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の環境配慮行動に対し新たにポイントを発行しようとする企業や地域等に対し、企画・開発・調整等の費用を補助することにより、環境配慮ポイント発行の取組を一気に拡大する。ポイント発行の効果についてはデジタル技術の活用により見える化・定量化し、頑健な手法により効果を検証するとともに、原則として支援後3年間の環境配慮ポイントの発行継続を求める。本事業により脱炭素・循環型のライフスタイルへの転換を加速するとともに、環境配慮製品・サービスの市場拡大を通じたコロナ禍からのグリーンリカバリー、地方活性化を促進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（全国規模：補助率1/2（上限3億円）、地域規模：補助率2/3（上限1億円））、委託事業（効果検証）
- 補助対象・委託先 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和3年度

4. 事業イメージ

対象となる“グリーンライフ”的イメージ



- ・地産地消・旬産旬消の食材利用
- ・販売期限間際の食品の購入
- ・食べ残しの持帰り (mottECO) など



- ・高性能省エネ機器への買換え
- ・節電の実施
- ・再エネ電気への切替え など



- ・プラスチック使用削減・ストローの受け取り辞退
- ・ばら売り、簡易包装商品の選択
- ・リユース品の購入
- ・リペア(修理)の利用 など



- ・ファッショントロス削減への貢献
- ・サステナブルファッショントの選択
- ・服のサブスクの利用 など



- ・カーシェアの利用
- ・シェアサイクルの利用 など

※具体的にどういう場合にグリーンライフ・ポイントを発行するかは、各企業・自治体等の取組による